

○和泉市都市計画法施行細則

平成16年3月29日

規則第8号

改正 平成16年7月27日規則第34号

平成18年4月10日規則第30号

平成24年3月29日規則第18号

平成28年3月25日規則第34号

令和3年3月29日規則第26号

令和4年3月16日規則第18号

(趣旨)

第1条 この規則は、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号。以下「省令」という。）及び和泉市都市計画法施行条例（平成24年和泉市条例第12号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、法の定めるところによる。

(開発許可の申請)

第3条 省令第16条第2項の設計説明書は、設計説明書（様式第1号）とする。

2 省令第17条第1項第4号に規定する書類は、設計者の資格に関する調書（様式第2号）とする。

3 省令第16条第1項の開発行為許可申請書には、法第30条第2項に規定する書面及び図書のほか、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(1) 申請に係る土地の区域の求積平面図

(2) 申請に係る土地の区域において排出される下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第1号に規定する下水の量を算定した計算書

(3) 申請者が法人である場合にあつては、当該法人の登記事項証明書又は商業登記規則（昭和39年法務省令第23号）第30条第1項第4号の代表者事項証明書

- (4) 法第33条第1項第12号に掲げる基準に係る開発行為である場合にあっては、申請者の事業経歴書並びに最近2事業年度の法人税（個人にあっては、所得税）及び事業税（所得金額が地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の49の10第1項又は第2項の規定による控除額以下の個人の場合にあっては、都道府県民税）の納税証明書
- (5) 法第33条第1項第13号に掲げる基準に係る開発行為である場合にあっては、次に掲げる書類
  - ア 工事施行者の事業経歴書
  - イ 工事施行者が建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けたことを証する書類の写し
- (6) 法第33条第1項第14号の規定により同意を得た者の印鑑証明書
- (7) 申請に係る土地の登記事項証明書
- (8) 申請に係る土地の地籍図の写し
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面（標識の掲示）

第4条 法第29条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る開発区域内の見やすい場所に、開発許可標識（様式第3号）を掲示しなければならない。

（長期にわたり農用地として保存すべき区域等）

第5条 条例第3条及び第4条の規則で定める区域は、次に掲げる土地の区域とする。ただし、第1号、第2号及び第4号に掲げる区域以外の区域であって、開発区域又は法第43条第1項に規定する区域及びこれらの区域の周辺の地域の状況等により支障がないと認められるときは、この限りでない。

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第5条第2項第1号ロに規定する良好な営農条件を備えている農地として政令で定めるもの
- (2) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域
- (3) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により指定された重要文化財の存する区域、同法第45条第1項の規定により定められた地域、同法第109条第1項の規定により指定された史跡、名勝若しくは天然記念物の存する区域、

同法第143条第1項の規定により定められた伝統的建造物群保存地区又は同法第182条第2項の規定により地方公共団体の条例で指定された重要な文化財の存する区域

- (4) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項又は第25条の2第1項の規定により指定された保安林（同法第29条の規定により通知された保安林予定森林を含む。）の区域及び同法第41条第1項の規定により指定された保安施設地区（同法第44条において準用する同法第29条の規定により通知された保安施設地区の予定地を含む。）
- (5) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第1項の規定により指定された特別地域
- (6) 近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和42年法律第103号）第5条第1項の規定により指定された近郊緑地保全区域
- (7) 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第12条第1項の規定により定められた特別緑地保全地区
- (8) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により指定された鳥獣保護区
- (9) 大阪府自然環境保全条例（昭和48年大阪府条例第2号）第11条第1項の規定により指定された府自然環境保全地域及び同条例第16条第1項の規定により指定された府緑地環境保全地域
- (10) 大阪府立自然公園条例（平成13年大阪府条例第6号）第6条第1項の規定により指定された特別地域
- (11) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全上支障があるものとして市長が別に定める土地の区域  
(条例第3条第1号の規則で定める区域)

第6条 条例第3条第1号の規則で定める区域は、建築物の敷地相互間の距離が50メートル以内で50以上の建築物が連たんしている区域とする。

(条例第3条第1号の規則で定める規模)

第7条 条例第3条第1号の規則で定める規模は、次の各号のいずれにも該当する規模とする。

- (1) 敷地の面積が従前の敷地の面積の1.5倍に相当する面積（その面積が300平方メートルに満たない場合にあつては、300平方メートル）以下であること。
  - (2) 延べ面積が従前の延べ面積の1.5倍に相当する面積（その面積が280平方メートルに満たない場合にあつては、280平方メートル）以下であること。
- （条例第3条第2号の規則で定める者）

第8条 条例第3条第2号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 条例第3条第2号アからウまでに掲げる住宅に同居し、又は同居していた者にあつては、当該住宅の世帯主の3親等以内の血族
  - (2) 条例第3条第2号エに掲げる住宅に同居し、又は同居していた者にあつては、当該住宅の世帯主の子
- （条例第3条第2号の規則で定める土地）

第9条 条例第3条第2号の規則で定める土地は、次に掲げる土地とする。

- (1) 条例第3条第2号に規定する区域区分日（以下「区域区分日」という。）以後の相続又は贈与により承継し、若しくは取得し、又は承継し、若しくは取得することが確実であると認められる土地（区域区分日以後において、相続又は贈与以外の事由によりその所有者が変更したものを除く。）
  - (2) 既存集落（面積が3ヘクタールの矩形の土地の区域（市長が別に定めるものに限る。）又は半径100メートルの土地の区域で、当該土地の区域内に30以上の建築物の敷地があるものをいう。）内にある土地であつて、現に所有している土地又は相続若しくは贈与により承継し、若しくは取得することが確実であると認められる土地
- （条例第3条第2号及び第3号の規則で定める事由）

第10条 条例第3条第2号及び第3号の規則で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 定年その他これに準ずる理由により退職し、現に居住する社宅等を退去せざるを得ないとき。
- (2) 現に居住する住宅が被災したことにより転居せざるを得ないとき。
- (3) 現に居住する住宅からの立退きの要求を受けているとき。
- (4) 現に居住する住宅が狭小若しくは過密な状態であると認められ、又は借家であるとき。

(5) 疾病等により転地するとき。

(6) 市外に居住する者が、当該者が居住していたことのある市内の集落に戻り、居住するときその他これに準ずるものとして市長が認めるとき。

(条例第3条第3号の規則で定める者)

第11条 条例第3条第3号の規則で定める者は、区域区分日の前日における土地の所有者の直系卑属であって次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 開発許可の申請の日における当該土地の所有者

(2) 前号に掲げる者の2親等以内の直系卑属であって、当該土地の所有権を取得することが確実であると市長が認める者

(3) 当該土地が相続財産に属する財産である場合にあっては、当該相続財産に係る被相続人の2親等以内の直系卑属であって、当該土地の所有権を取得することが確実であると市長が認める者

(条例第3条第4号の規則で定める規模)

第12条 条例第3条第4号の規則で定める規模は、次に掲げる規模とする。

(1) 建築基準法第42条第1項第5号の指定の申請に係る建築物の敷地を拡大し、又は縮小して一戸建の住宅を建築しようとする場合にあっては、当該一戸建の住宅の高さが10メートル以下であり、かつ、その敷地の面積が150平方メートル以上であること。

(2) 前号に規定する場合以外の場合にあっては、建築しようとする一戸建の住宅の高さが10メートル以下であること。

(条例第3条第5号の規則で定める面積)

第13条 条例第3条第5号の規則で定める面積は、拡大後の敷地の面積につき300平方メートルとする。

(国又は都道府県等との開発行為についての協議)

第14条 国の機関又は都道府県等（法第34条の2第1項に規定する都道府県等をいう。

第16条第1項及び第22条第1項において同じ。）は、法第34条の2第1項の協議をしようとするときは、開発行為協議申出書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の開発行為協議申出書には、法第30条第2項に規定する書面及び図書のほか、第3条第3項各号（第3号及び第4号を除く。）に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

（開発行為変更許可の申請等）

第15条 法第35条の2第1項の許可の申請は、開発行為変更許可申請書（様式第5号）を提出することにより行わなければならない。

- 2 前項の開発行為変更許可申請書には、省令第28条の3に規定する図書のほか、第3条第3項各号に掲げる書類及び図面のうち開発行為の変更に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。

- 3 法第35条の2第3項の規定による届出は、開発行為変更届出書（様式第6号）を提出することにより行わなければならない。

- 4 前項の開発行為変更届出書には、法第30条第2項に規定する書面及び図書並びに第3条第3項各号に掲げる書類及び図面のうち開発行為の変更に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。

（国又は都道府県等との開発行為についての変更協議）

第16条 国の機関又は都道府県等は、法第35条の2第4項において準用する法第34条の2第1項の協議をしようとするときは、開発行為変更協議申出書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の開発行為変更協議申出書には、省令第28条の3に規定する図書のほか、第3条第3項各号（第3号及び第4号を除く。）に掲げる書類及び図面のうち開発行為の変更に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。

（工事の完了の届出）

第17条 省令第29条の工事完了届出書又は公共施設工事完了届出書には、届出に係る開発行為に関する工事が当該開発行為に係る法第29条第1項の許可の内容に適合していることを証する写真又は図書を添付しなければならない。

（建築又は建設の承認の申請）

第18条 法第37条第1号の規定による承認の申請は、建築（建設）承認申請書（様式第8号）を提出することにより行わなければならない。

- 2 前項の建築（建設）承認申請書には、承認を受けようとする敷地の位置を示す縮尺1000分の1以上の敷地位置図その他市長が必要と認める図書を添付しなければならない。

（建築許可の申請）

第19条 法第41条第2項ただし書の規定による許可の申請は、建築許可申請書（様式第9号）を提出することにより行わなければならない。

- 2 前項の建築許可申請書には、次の表に掲げる図書その他市長が必要と認める図書を添付しなければならない。

| 図書の種類               | 明示すべき事項   |
|---------------------|---|
| 付近見取図               | 方位、道路及び目標となる地物  |
| 縮尺500分の1以上の配置図      | 縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置及び用途、申請に係る建築物と他の建築物との別、敷地の接する道路の位置及び幅員、隣接する建築物又は特定工作物の用途並びに構造及び配置状況 |
| 縮尺200分の1以上の各階平面図    | 縮尺、方位及び間取り  |
| 縮尺200分の1以上の2面以上の立面図 | 縮尺、開口部の位置並びに外壁及び軒裏の構造及び仕上げの材料   |
| 縮尺200分の1以上の主要断面図    | 縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、軒及びひさしの出、軒の高さ並びに建築物の高さ   |

（予定建築物等の用途の変更許可の申請）

第20条 法第42条第1項ただし書の規定による許可の申請は、予定建築物等の用途の変更許可申請書（様式第10号）を提出することにより行わなければならない。

- 2 前項の予定建築物等の用途の変更許可申請書には、次の表に掲げる図書その他市長が必要と認める図書を添付しなければならない。

| 図書の種類               | 明示すべき事項   |
|---------------------|---|
| 縮尺3000分の1以上の用途別現況図  | 縮尺、方位、許可を受けようとする敷地の位置及び周辺の建築物又は特定工作物の用途   |
| 縮尺1000分の1以上の土地利用計画図 | 縮尺、開発区域の境界、公共施設の位置及び形状、予定建築物等の敷地の形状、敷地に係る予定建築物等の用途、公益的施設の位置、樹木又は樹木の集団の位置並びに緩衝帯の位置及び形状 |

(建築行為の許可申請)

第21条 省令第34条第1項の建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可申請書には、同条第2項に規定する書類及び図面のほか、排水施設の構造図その他市長が必要と認める図書を添付しなければならない。

(国又は都道府県等との建築行為についての協議)

第22条 国の機関又は都道府県等は、法第43条第3項の協議をしようとするときは、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設協議申出書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設協議申出書には、省令第34条第2項に規定する書類及び図面のほか、排水施設の構造図その他市長が必要と認める図書を添付しなければならない。

(条例第4条第2号の規則で定める土地)

第23条 条例第4条第2号の規則で定める土地は、建築物の敷地相互間の距離が50メートル以内で50以上の建築物が連たんしている区域内にある土地(区域区分日においてゴルフ練習場、バッティング練習場及びこれらに準ずるものの敷地として使用されていた土地を除く。)とする。

(条例第4条第2号の規則で定める建築行為等)

第24条 条例第4条第2号の規則で定める建築行為等は、次の各号(建築行為等に係る建築物の敷地の面積が150平方メートル未満の場合にあっては、第4号及び第5号)のいずれにも該当する建築行為等とする。

- (1) 建築基準法第52条第1項に規定する容積率が10分の10以下である建築物に係る建築行為等
- (2) 建築基準法第53条第1項に規定する建ぺい率が10分の5以下である建築物に係る建築行為等
- (3) 建築基準法第54条第1項に規定する外壁の後退距離が1メートル以上である建築物に係る建築行為等
- (4) 高さが10メートル以下である建築物に係る建築行為等
- (5) 法第18条の2第1項の規定により定められた都市計画に関する基本的な方針その他の大阪府又は和泉市の土地利用に関する計画に適合すると認められる建築行為等

(条例第4条第3号の規則で定める建築行為等)

第25条 条例第4条第3号の規則で定める建築行為等は、次の各号のいずれかに該当する自己の居住の用に供する既存の建築物(条例第3条第1号に規定する一戸建の住宅等のうち建築後20年以上経過したものに限る。)について当該既存の建築物を建築した者以外の者が行う用途の変更を伴う建替えに係る建築行為等であって、前条各号(当該建築行為等に係る建築物の敷地の面積が150平方メートル未満の場合にあっては、第4号及び第5号)のいずれにも該当するものとする。

- (1) 法第29条第1項第2号に規定する開発行為に係る農業、林業又は漁業を営む者の居住の用に供する建築物
- (2) 令第36条第1項第3号ニ又はホに該当するとして法第43条第1項の許可を受けた建築物

(条例第4条第4号の規則で定める建築行為等)

第26条 条例第4条第4号の規則で定める建築行為等は、次の各号のいずれかに該当する建築物に係る建築行為等とする。

- (1) 延べ面積が従前の建築物の面積の1.5倍に相当する面積(その面積が280平方メートルに満たない場合にあつては、280平方メートル)以下で、高さが10メートルを超える建築物(その階数が従前の建築物の階数を超えるものに限る。)
- (2) 延べ面積が従前の建築物の面積の1.5倍に相当する面積(その面積が280平方メートルに満たない場合にあつては、280平方メートル)を超え、高さが10メートル

以下の建築物

(開発許可等に基づく地位の承継の届出)

第27条 法第44条の規定により、被承継人が有していた開発許可又は法第43条第1項の許可に基づく地位を承継した者は、速やかに、地位承継届出書(様式第12号)を承継の原因たる事実を証する書類を添付して、提出しなければならない。

(開発許可に基づく地位の承継の承認の申請)

第28条 法第45条の承認の申請は、地位承継承認申請書(様式第13号)を提出することにより行わなければならない。

2 前項の地位承継承認申請書には、承継の原因たる事実を記載した書類並びに第3条第3項第3号及び第4号に掲げる書類を添付しなければならない。

(閲覧所の設置)

第29条 省令第38条第1項の規定により、和泉市開発登録簿閲覧所(以下「閲覧所」という。)を開発指導担当課に置く。

(閲覧の手続及び時間)

第30条 法第46条の開発登録簿(以下「登録簿」という。)の閲覧(以下「閲覧」という。)をしようとする者は、閲覧簿に、住所及び氏名並びに閲覧の理由を記入しなければならない。

2 登録簿の閲覧時間は、市の執務時間内とする。

(閲覧の停止及び禁止)

第31条 市長は、閲覧をする者が、次のいずれかに該当する場合には、閲覧を停止させ、又は禁止することがある。

- (1) 登録簿又は閲覧簿を閲覧所の外に持ち出したとき。
- (2) 登録簿又は閲覧簿を破り、若しくは汚したとき、又はそのおそれがあるとき。
- (3) 他の閲覧をする者に迷惑をかけたとき。
- (4) 閲覧に関して職員の指示に従わないとき。

2 市長は、前項に規定する場合のほか、閲覧所の管理のため特に必要があると認める場合は、閲覧を停止させ、又は禁止することがある。

(建築確認情報等窓口縦覧システムの利用による閲覧)

第32条 建築確認情報等窓口縦覧システムを利用する者の登録簿の閲覧については、前3条の規定にかかわらず、市長が別に定める。

(登録簿の写しの交付申請)

第33条 登録簿の写しの交付を受けようとする者は、開発登録簿の写し交付申請書(様式第14号)を市長に提出しなければならない。

(都市計画施設の区域内等における建築許可申請書の添付図書)

第34条 省令第39条第2項第3号の図書は、次に掲げる図書とする。

- (1) 方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取図
- (2) 法第4条第6項に規定する都市計画施設の区域の境界を和泉市が明示した図面
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

(土地の形質変更等の許可)

第35条 都市計画事業の認可又は都市計画事業の変更の認可等の告示後において、法第65条第1項の規定に基づき市長の許可を受けようとする者は、都市計画事業地内における建築等の許可申請書(様式第15号)に、当該申請に係る次に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取図
- (2) 敷地内における建築物等の位置を表示する縮尺500分の1以上の配置図又は土地の計画平面図
- (3) 縮尺200分の1以上の平面図並びに2面以上の立面図及び断面図
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

(身分証明書)

第36条 法第82条第2項の証明書は、身分証明書(様式第16号)とする。

(開発許可不要証明の申請)

第37条 省令第60条第1項の書面の交付の申請は、建築許可等証明申請書(様式第17号)又は開発許可等不要証明申請書(様式第18号)を提出することにより行わなければならない。

2 前項の開発許可等証明申請書には、申請に係る土地の位置を示す図面、省令第16条第4項の表に掲げる図面(現況図、土地利用計画図、造成計画平面図及び造成計

画断面図に限る。) その他市長が必要と認める図書を添付しなければならない。

(書類等の提出部数)

第38条 第3条第3項、第14条から第16条まで、第18条から第22条まで、第27条、第28条、第35条及び前条並びに省令第16条、第17条、第28条の3、第34条及び第39条の規定により提出する書類、図面及び図書の部数は、正本1部及び副本1部とする。

(減免)

第39条 条例第7条の規定による手数料の減免は次のとおりとする。

- (1) 法律、命令により取り扱うとき。
- (2) 官公庁のためにするとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年規則第34号)

この規則は、平成16年8月1日から施行する。

附 則 (平成18年規則第30号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年規則第18号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年規則第34号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年規則第26号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年規則第18号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

|                            |                                     |           |                                 |                         |          |             |         |      |
|----------------------------|-------------------------------------|-----------|---------------------------------|-------------------------|----------|-------------|---------|------|
| 1<br>設計の<br>方針             | 開 発 の 目 的                           |           |                                 |                         |          |             |         |      |
|                            | 基 本 方 針                             |           |                                 |                         |          |             |         |      |
| 2<br>地域<br>地区等             | イ 市街化区域<br>ロ 市街化調整区域                |           | 用 途 地 域 等                       |                         |          |             |         |      |
|                            | 宅 地 造 成 工 事<br>規 制 区 域              |           | 内                               | 外                       | そ の 他    |             |         |      |
| 3<br>土地の現況<br>の            | 地目区分                                | 宅 地       | 農 地                             | 山 林                     | 里道水路等国有地 | その他         | 合 計     |      |
|                            | 面 積 m <sup>2</sup>                  |           |                                 |                         |          |             |         |      |
|                            | 比 率 %                               |           |                                 |                         |          |             | 100%    |      |
| 4<br>土地<br>利用<br>計画        | 区 分                                 | 建 築 物 敷 地 |                                 | 公 共 施 設 用 地             |          |             | そ の 他   | 合 計  |
|                            |                                     | 一般宅地      | 公益施設                            | 道 路                     | 公 園      | その他         |         |      |
|                            | 面 積 m <sup>2</sup>                  |           |                                 |                         |          |             |         |      |
|                            | 比 率 %                               |           |                                 |                         |          |             | 100%    |      |
| 5<br>公益施設<br>の<br>整備<br>計画 | 公益施設の名称                             |           | 敷 地 面 積                         | 管 理 者                   |          | 整備計画(建設時期等) |         |      |
|                            |                                     |           |                                 |                         |          |             |         |      |
| 6<br>上<br>水道<br>施設         | イ 公営水道<br>ロ 簡易水道<br>ハ 専用水道<br>ニ その他 |           | 7<br>消<br>防<br>水<br>利<br>施<br>設 | イ 消火栓<br>ロ 貯水槽<br>ハ その他 |          | ヶ所<br>基     | 予 定 戸 数 | 戸    |
|                            |                                     |           |                                 |                         |          |             | 計 画 人 口 | 人    |
|                            |                                     |           |                                 |                         |          |             | 人 口 密 度 | 人/ha |

- 備考
- 1 開発の目的には、住宅地分譲、社員住宅、工場建設等の区分を記入してください。
  - 2 基本方針には、計画上周辺地との関連や施工地区内の問題で特に注意した事項を記入してください。
  - 3 公益施設の整備計画には、法第29条第1項第3号及び令第21条の公益的施設について記入してください。
  - 4 3. 4の欄で工区に分割したときは、工区別の内訳表を添付してください。

設 計 説 明 書(公共施設の整備計画)

(その2)

| 1<br>公共施設<br>の 種 類 | 2<br>番<br>号 | 3 概 要 |     |                | 4 管 理 者 | 5 用 地 の 帰 属 | 6 摘 要 |
|--------------------|-------------|-------|-----|----------------|---------|-------------|-------|
|                    |             | 幅員寸法  | 延 長 | 面 積            |         |             |       |
|                    |             | m     | m   | m <sup>2</sup> |         |             |       |

備考 1 公共施設の整備計画には、法第4条第14号及び令第1条の2に定める公共施設について記入すること。

2 番号は、図面記載の番号と一致させること。

3 6の摘要欄には費用負担の状況を記入すること。

様式第2号 (第3条関係)

| 設計者の資格に関する調書   |                                  |                             |               |         |           |
|--|----------------------------------|-----------------------------|---------------|---------|-----------|
| 1  | 設計者の氏名<br>及び生年月日                 | 年 月 日生                      |               |         |           |
| 2  | 住 所                              |                             |               |         |           |
| 3  | 都市計画法施行規則<br>第19条第1項該当号          | 第1号(イ・ロ・ハ・ニ・ホ・ヘ・ト・チ)・第2号    |               |         |           |
| 4  | 勤務先の所在地<br>及び名称                  | (電話番号 )                     |               |         |           |
| 5  | 最終学歴                             | 年 月 日 卒業・中退<br>学校名 学科名 修学年数 |               |         |           |
| 6<br>資 格<br>免 許 等  | 名 称                              | 一級建築士                       | 技 術 士         | そ の 他   |           |
|  | 登録番号等                            | 第 号                         | ( ) 部門<br>第 号 |         |           |
|  | 取得年月日                            | 年 月 日                       | 年 月 日         |         |           |
| 7<br>宅 地 開 発<br>に 関 する<br>実 務 の<br>経 験   | 会社名又は工事名及び実務の内容                  |                             | 実務に従事した期間     |         | 期間合計      |
|  |                                  |                             | 年 月 から        | ( 年 月 ) | 年 月       |
|  |                                  |                             | 年 月 まで        | ( 年 月 ) |           |
|  |                                  |                             | 年 月 から        | ( 年 月 ) |           |
|  |                                  |                             | 年 月 まで        | ( 年 月 ) |           |
| 8<br>二 十 ヘ ク<br>タ ー ル 以<br>上 の 開 発<br>行 為 に 関<br>する 工 事<br>の 設 計 の<br>経 験  | 事業主名及び<br>工事の名称                  | 場 所                         | 面 積           | 時 期     | 職 務 の 内 容 |
|  |                                  |                             | ha            |         |           |
| 備 考  |                                  |                             |               |         |           |
| ※判 定<br>適・不適   | 年 月 日<br>上記のとおり相違ありません。<br>設計者氏名 |                             |               |         |           |
| 備考 1 ※欄は、記入しないこと。<br>2 「3」の欄及び「5」の欄は、該当事項を○印囲むこと。<br>3 この調書は、開発区域の面積が1ヘクタール以上の場合に必要です。<br>4 「8」の欄は、開発区域の面積が20ヘクタール以上の場合のみ記入すること。 |                                  |                             |               |         |           |

様式第3号(第4条関係)

| 開 発 許 可 標 識                                |                    |
|--|--------------------|
| 許可年月日及び許可番号                                | 年 月 日 第 号          |
| 開 発 区 域 の<br>所 在 地 及 び 面 積                 | ( m <sup>2</sup> ) |
| 予 定 建 築 物 の 用 途                            |                    |
| 許 可 を 受 け た 者 の 住 所<br>及 び 氏 名 (法 人 は 名 称) |                    |
| 工 事 施 行 者 の<br>住 所 及 び 氏 名                 |                    |
| 工 事 現 場 管 理 者 の 氏 名                        | 連絡先電話番号 ( )        |
| 工 事 予 定 期 間                                | 年 月 日から 年 月 日まで    |

この標識の大きさは、高さ60cm以上横幅90cm以上とする。

様式第4号（第14条関係）

| 開 発 行 為 協 議 申 出 書  |  |
|--|--|
| <p>都市計画法第34条の2第1項の規定により、開発行為の協議を申し出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>和 泉 市 長 あ て</p> <p style="margin-left: 200px;">協議申出者 住 所</p> <p style="margin-left: 200px;">氏 名</p>   |  |
| 開<br>発<br>行<br>為<br>の<br>概<br>要  | 1 開発区域に含まれる<br>地 域 の 名 称                       |
|  | 2 開 発 区 域 の 面 積                                |
|  | 3 予定建築物等の用途                                    |
|  | 4 工事施行者住所氏名                                    |
|  | 5 工事着手予定年月日                                    |
|  | 6 工事完了予定年月日                                    |
|  | 7 法第34条の該当号<br>及び該当する理由                        |
|  | 8 その他必要な事項                                     |
| ※ 開 発 登 録 簿 の 番 号<br>第 号   | 開発登録簿は、開発登録簿閲覧所で、閲覧すること又は<br>写しの交付を受けることができます。 |
| 備 考 1 ※印のある欄は記載しないこと。<br>2 「開発区域の面積」の欄は、平方メートルを単位として<br>記載すること。<br>3 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申出に<br>係る開発行為が市街化調整区域において行われる場合に<br>記載すること。<br>4 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことに<br>ついて、農地法その他の法令による許可等を要する場合<br>は、その手続の状況を記載すること。 | ※ 受 付 欄  |

様式第5号(第15条関係)

| 開発行為変更許可申請書  |   |                   |             |
|--|---|-------------------|-------------|
| <p>都市計画法第35条の2第1項の規定により、開発行為の変更の許可を申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">和泉市長 あて</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">許可申請者 氏 名</p>      | <p>※手数料欄</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>手数料</p> <p style="text-align: right;">円</p> <p>収納済</p> <p>係員</p> |                   |             |
| 開発行為の変更の概要   | 1   | 開発区域に含まれる地域の名称    |             |
|  | 2   | 開発区域の面積           |             |
|  | 3   | 予定建築物等の用途         |             |
|  | 4   | 工事施行者住所氏名         |             |
|  | 5   | 工事着手予定年月日         |             |
|  | 6   | 工事完了予定年月日         |             |
|  | 7   | 法第34条の該当号及び該当する理由 |             |
|  | 8   | その他必要な事項          |             |
| 開発許可の許可番号  |   | 年 月 日             | 第 号         |
| 変更の理由  |   |                   |             |
| ※受付番号  |   | 年 月 日             | 第 号         |
| ※変更の許可に付した条件   |   |                   |             |
| ※変更の許可の許可番号  |   | 年 月 日             | 第 号         |
| 申請代理者住所氏名  |   | 電話番号 ( )          |             |
| <p>備考 1 ※印のある欄は記載しないこと。</p> <p>2 「開発区域の面積」の欄は、平方メートルを単位として記載すること。</p> <p>3 「その他必要な事項」の欄には、開発行為の変更を行うことについて、農地法その他の法令による許可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。</p> <p>4 開発行為の変更の概要(「その他必要な事項」を除く。)は、変更前は赤字で、変更後は黒字で内容を対照させて記載すること。</p> |   |                   | <p>※受付欄</p> |

様式第6号（第15条関係）

| 開 発 行 為 変 更 届 出 書  |                      |
|--|----------------------|
|  | 年 月 日                |
| 和 泉 市 長 あて   |                      |
| 届 出 書  | 住所<br>氏名             |
| 届出代理者  | 住所<br>氏名<br>電話番号 ( ) |
| <p>都市計画法第35条の2第3項の規定に基づき、開発行為の変更について、下記により届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 変更に係る事項</p> <p>2. 変更の理由</p> <p>3. 開発許可の許可番号                      年    月    日                      第        号</p> |                      |
| <p>備考    変更に係る事項は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。</p>   | <p>受 付 欄</p>         |

様式第7号（第16条関係）

| 開発行為変更協議申出書  |                     |       |  |
|--|---------------------|-------|--|
| <p>都市計画法第35条の2第4項において準用する同法第34条の2第1項の規定により、開発行為の変更についての協議を申し出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">和泉市長 あて</p> <p style="text-align: center;">協議申出者 住所<br/>氏 名</p>   |                     |       |  |
| 開発行為の変更の概要   | 1 開発区域に含まれる地域の名称    |       |  |
|  | 2 開発区域の面積           |       |  |
|  | 3 予定建築物等の用途         |       |  |
|  | 4 工事施行者住所氏名         |       |  |
|  | 5 工事着手予定年月日         |       |  |
|  | 6 工事完了予定年月日         |       |  |
|  | 7 法第34条の該当号及び該当する理由 |       |  |
|  | 8 その他必要な事項          |       |  |
| 開発協議の協議番号  | 年 月 日 第 号           |       |  |
| 変更の理由  |                     |       |  |
| <p>備考 1 ※印のある欄は記載しないこと。</p> <p>2 「開発区域の面積」の欄は、平方メートルを単位として記載すること。</p> <p>3 法第34条の該当号及び該当する理由の欄には、申出に係る開発行為の変更が市街化調整区域において行われる場合に記載すること。</p> <p>4 「その他必要な事項」の欄には、開発行為の変更を行うことについて、農地法その他の法令による許可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。</p> <p>5 開発行為の変更の概要（「その他必要な事項」を除く。）は、変更前は赤字で、変更後は黒字で内容を対照させて記載すること。</p> |                     |       |  |
| <table border="1" style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">※ 受付欄</td> </tr> <tr> <td style="height: 80px;"></td> </tr> </table>  |                     | ※ 受付欄 |  |
| ※ 受付欄  |                     |       |  |
|  |                     |       |  |

様式第8号（第18条関係）

| 建 築（ 建 設 ） 承 認 申 請 書   |   |
|--|---|
| <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>和泉市長 あて</p> <p style="text-align: center;">申請者 住 所<br/>氏 名<br/>(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)<br/>電話番号 ( )</p> <p>都市計画法第37条第1項の規定による承認を受けたいので、次のとおり申請します。</p> | <p>※手数料欄</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>手数料</p> <p style="text-align: right;">円</p> <p>係員 収納済</p>   |
| 開発登録簿の番号   |   |
| 建築物又は特定工作物の敷地の所在及び地番   |   |
| 予定建築物等の用途  |   |
| 承認を要する理由   |   |
| ※ 受 付 欄  | <p style="text-align: center;">※ 承 認 欄</p> <p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">和泉市長</p>  |
| ※ 備 考  | <p style="text-align: center;">条 件 欄</p> <p>条 件</p> <p>都市計画法第36条第3項の規定による工事完了公告の後、建築基準法に基づく完了検査を受けること。</p> <p>(教 示)</p> <p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、和泉市長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、和泉市を被告として（訴訟において和泉市を代表する者は和泉市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。</p> <p>3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p> |
| 注) ※印欄は、記入しないこと。   |   |
| 申請代理人<br>住 所 ・ 氏 名   | 電話番号 ( )  |

| 建 築 許 可 申 請 書  |  |  |
|--|--|--|
| <p>和 泉 市 長 あ て</p> <p>申 請 者 住 所</p> <p>氏 名</p> <p><small>（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）</small></p> <p>電 話 番 号      (      )</p> <p>都市計画法第41条第2項ただし書きの規定による許可を受けたいので、次のとおり申請します。</p> | <p>年 月 日</p>   | <p>※手数料欄</p> <p>年 月 日</p> <p>手数料</p> <p style="text-align: right;">円</p> <p>係員</p> <p style="text-align: right;">収納済</p> |
| 開発登録簿の番号   |  |  |
| 建築物の敷地の所在及び地番  |  |  |
| 予定建築物等の用途  |  |  |
| 工事種別   |  |  |
| 敷地面積   | 建築面積   | 延べ面積   |
| ㎡  | ㎡  | ㎡  |
| 開発許可に付された条件の内容   | 許可を受けようとする内容   |  |
|  |  |  |
| 許可を要する理由   |  |  |
| ※ 受 付 欄  | ※ 許 可 欄  |  |
|  | <p>第      号</p> <p>年 月 日</p> <p>和 泉 市 長</p> <p>（教示）</p> <p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、都市計画法（昭和43年法律第100号）第50条第1項の規定により、大阪府開発審査会に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、和泉市を被告として（訴訟において和泉市を代表する者は和泉市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。</p> <p>3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p> |  |
| ※ 備 考  |  |  |
|  |  |  |
| 注）※印欄は、記入しないこと。  |  |  |
| 申請代理人<br>住所・氏名   | 電 話 番 号      (      )  |  |

様式第 10 号 (第 20 条関係)

| 予定建築物等の用途の変更許可申請書   |  |
|---|--|
| <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>和泉市長 へ</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所<br/>氏名<br/><small>(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)</small><br/>電話番号 ( )</p> <p>都市計画法第 42 条第 1 項ただし書きの規定による許可を受けたいので、次のとおり申請します。</p> | <p>※手数料欄</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>手数料</p> <p style="text-align: right;">円</p> <p>収納済<br/>係員</p>  |
| 開発登録簿の番号  |  |
| 建築物又は特定工作物の敷地の所在及び地番  |  |
| 開発許可を受けた予定建築物等の用途   | 許可を受けようとする建築物又は特定工作物の用途  |
| 許可を要する理由  |  |
| ※ 受付欄   | <p style="text-align: center;">※ 許 可 欄</p> <p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">和泉市長</p> <p><small>(教示)</small></p> <p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内に、都市計画法(昭和43年法律第100号)第50条第1項の規定により、大阪府開発審査会に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、和泉市を被告として(訴訟において和泉市を代表する者は和泉市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。</p> <p>3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p> |
| ※ 備 考   |  |
| 注) ※印欄は、記入しないこと。  |  |
| 申請代理人<br>住所・氏名  | 電話番号 ( )   |

様式第 11 号 (第 22 条関係)

| 建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設協議申出書  |   |
|---|---|
| <p>都市計画法第 43 条第 3 項の規定により、<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">建 築 物</span>の<br/> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第一種特定工作物</span>の</p> <p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新 築</span><br/> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">改 築</span><br/> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">用途の変更</span><br/> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新 設</span> } についての協議を申し出ます。</p> <p>年 月 日<br/> 和 泉 市 長 あて<br/> 協 議 申 出 者 住 所<br/> 氏 名</p> |   |
| 1   | 建築物を建築しようとする土地、用途の変更をしようとする建築物の存する土地又は第一種特定工作物を新設しようとする土地の所在、地番、地目及び面積  |
| 2   | 建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物の用途   |
| 3   | 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途  |
| 4   | 建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物が法第 34 条第 1 号から第 10 号まで又は令第 36 条第 1 項第 3 号ロからホまでのいずれの建築物又は第一種特定工作物に該当するかの記載及びその理由 |
| 5   | その他必要な事項  |
| <p>備 考 1 ※印のある欄は記載しないこと。<br/> 2 「その他必要な事項」の欄には、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設をすることについて、他の法令による許可等を要する場合は、その手続の状況を記載すること。</p>   |   |
| ※ 受 付 欄   |   |



| 地 位 承 継 承 認 申 請 書   |   |
|---|---|
| <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>和泉市長 あて</p> <p style="text-align: center;">申請者 住 所</p> <p style="text-align: center;">(電話番号 )</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p>都市計画法第 45 条の規定による地位を承継したいので、次<br/>のとおり申請します。</p> | <p>※手数料欄</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>手数料</p> <p style="text-align: right;">円</p> <p>収納済</p> <p>係員</p>  |
| 被 承 継 人 の 氏 名   |   |
| 承 継 年 月 日   |   |
| 許 可 番 号   | 第 号   |
| 承 継 の 原 因   |   |
| ※ 受 付 欄   | <p style="text-align: center;">※ 承 継 欄</p> <p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">和泉市長</p>  |
| ※ 備 考   | <p>(教示)</p> <p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、和泉市長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和泉市を被告として(訴訟において和泉市を代表する者は和泉市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p> <p>3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p> |
| 注) ※印欄は、記入しないこと。  |   |
| 申請代理人<br>住所・氏名  | 電話番号 ( )  |

様式第 14 号 (第 33 条関係)

開発登録簿の写し交付申請書

年 月 日

和泉市長 へ

申請者 住所

氏名

都市計画法第 47 条第 5 項の規定により開発登録簿の写しの交付を受けたいので、次のとおり申請します。

|          |     |
|----------|-----|
| 開発登録簿の番号 |     |
| 調 査 書    | 部   |
| 図 面      | 部   |
| ※ 手 数 料  | 枚 円 |

注) ※印欄は、記入しないこと。

| 都市計画事業地内における建築等の許可申請書  |   |   |
|--|---|---|
|  |   | 年 月 日                                   |
| 和泉市長 あて  |   |   |
| 申請者 住 所  |   |   |
| 氏 名  |   |   |
| 電話番号 ( )   |   |   |
| 都市計画法第 6 5 条第 1 項の規定による許可を受けたいので、下記により、申請します。  |   |   |
| 記  |   |   |
| 1  | 建築物の敷地の所在及び地番                           |   |
| 2  | 建築物の構造、階数及び移動の容易でない物件の重量                |   |
| 3  | 新築、増築、改築、移転、設置又は堆積の別                    |   |
| 4  | 敷 地 面 積                                 | 建 築 面 積                                 |
|  | (                      m <sup>2</sup> ) | (                      m <sup>2</sup> ) |
|  |   | 延 べ 床 面 積                               |
|  |   | (                      m <sup>2</sup> ) |
| ※ 許 可 証 欄  |   | ※和泉市受付欄                                 |
| 第            号   |   |   |
| 年   月   日  |   |   |
| 和 泉 市 長  |   |   |
| ※ 備 考  |   |   |
| <p>条 件</p> <p>本申請の建築物を売る場合は、あらかじめ買主に対し、都市計画事業の施行の際は、当該物件を撤去又は移転しなければならないことがある旨十分説明すること。</p> <p>(教 示)</p> <p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、和泉市長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、和泉市を被告として(訴訟において和泉市を代表する者は和泉市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。</p> <p>3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p> |   |   |

- 注) 1 申請者が法人である場合は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。
- 2 ※印欄は、記入しないこと。
- 3 4 欄の (            m<sup>2</sup> ) については、都市施設の区域または市街化開発事業の施行区域内にかかる面積を記入すること。

様式第 16 号 (第 36 条関係)

(表)

|   |           |
|---|-----------|
| 第 号   | 身 分 証 明 書 |
| 氏 名   |           |
| 生年月日  |           |
| 職 名   |           |
| この証明書を携帯する者は、都市計画法第 82 条の規定により立入検査をすることができる者であることを証明する。 |           |
| 発行年月日   |           |
| 有効期限  |           |
| 和泉市長  | 印         |

(裏)

|  |
|--|
| 都 市 計 画 法 ( 抜 粋 )  |
| (立入検査)   |
| 第 82 条 国土交通大臣、都道府県知事若しくは指定都市等の長又はその命じた者若しくは委任した者は、前条の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地若しくは当該土地にある物件又は当該土地において行われている工事の状況を検査することができる。 |
| 2 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。   |
| 3 前項に規定する証明書は、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。  |
| 4 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。  |



様式第 18 号 (第 37 条関係)

| 開発許可等不要証明申請書   |                  |                      |                            |          |  |             |                  |                    |             |               |
|--|------------------|----------------------|----------------------------|----------|--|-------------|------------------|--------------------|-------------|---------------|
| 和泉市長 あて  |                  |                      |                            |          | 年 月 日  |             |                  |                    |             |               |
| 住所<br>申請者 (電話番号<br>氏名 )  |                  |                      |                            |          |  |             |                  |                    |             |               |
| 都市計画法施行規則第 60 条第 1 項の規定により、都市計画法   |                  |                      |                            |          | <table border="1" style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">第 29 条第 1 項</td> <td rowspan="3" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="3" style="padding: 2px;">の</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">第 43 条第 1 項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">第 42 条第 1 項本文</td> </tr> </table> | 第 29 条第 1 項 | }                | の                  | 第 43 条第 1 項 | 第 42 条第 1 項本文 |
| 第 29 条第 1 項  | }                | の                    |                            |          |  |             |                  |                    |             |               |
| 第 43 条第 1 項  |                  |                      |                            |          |  |             |                  |                    |             |               |
| 第 42 条第 1 項本文  |                  |                      |                            |          |  |             |                  |                    |             |               |
| <table border="1" style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">許可を受ける必要がないこと</td> <td rowspan="2" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="2" style="padding: 2px;">を証する書面の交付を申請します。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">規定により制限された建築等でないこと</td> </tr> </table> |                  |                      |                            |          | 許可を受ける必要がないこと  | }           | を証する書面の交付を申請します。 | 規定により制限された建築等でないこと |             |               |
| 許可を受ける必要がないこと  | }                | を証する書面の交付を申請します。     |                            |          |  |             |                  |                    |             |               |
| 規定により制限された建築等でないこと   |                  |                      |                            |          |  |             |                  |                    |             |               |
| 1  | 建築主の住所<br>及び氏名   |                      |                            |          |  |             |                  |                    |             |               |
| 2  | 申請地の所在<br>地目及び面積 | 地目                   | 面積                         | ㎡        |  |             |                  |                    |             |               |
| 3  | 区域区分等            | 市街化区域・市街化調整区域・その他の区域 |                            |          |  |             |                  |                    |             |               |
| 4  | 建築物等の用途          |                      |                            |          |  |             |                  |                    |             |               |
| 5  | 建築物等の構造<br>及び規模  | 構造                   | 造 建                        | 高さ       | m  |             |                  |                    |             |               |
|  |                  | 建築<br>面積             | (既設部分<br>㎡)<br>(増築部分<br>㎡) | 延べ<br>面積 | (既設部分<br>㎡)<br>(増築部分<br>㎡)   |             |                  |                    |             |               |
| 6  | 備 考              |                      |                            |          |  |             |                  |                    |             |               |
| ※<br>証<br>明<br>欄   | 都市計画施設区域         | 内・外                  | 宅地造成工事規制区域                 | 内・外      |  |             |                  |                    |             |               |
|  | 第 号              |                      |                            | ※手数料     | 円  |             |                  |                    |             |               |
|  | 上記については、         |                      |                            | 取納済      |  |             |                  |                    |             |               |
|  | を証明します。          |                      |                            | 係 員      |  |             |                  |                    |             |               |
| 年 月 日  |                  |                      | ※ 受付 欄                     |          |  |             |                  |                    |             |               |
| 和泉市長   |                  |                      |                            |          |  |             |                  |                    |             |               |
| ※ 該当条文   |                  |                      |                            |          |  |             |                  |                    |             |               |
| 申請代理人<br>住所・氏名   |                  | 電話番号 ( )             |                            |          |  |             |                  |                    |             |               |
| <p>注：1. ※印欄は記入しないこと。</p> <p>2. 「3」の欄は、該当事項を○印で囲むこと。</p>  |                  |                      |                            |          |  |             |                  |                    |             |               |
| <p>・ 本証明は、建築基準法施行規則第 1 条の 3 第 1 項及び第 3 条第 5 項の規定に基づき、確認申請書に添付するための証明書です。確認申請書の副本に本証明書及び図書の原本を、正本に本証明書の写しを添付してください。</p> <p>・ 本証明書の有効期間は、証明日から 1 年間です。</p>   |                  |                      |                            |          |  |             |                  |                    |             |               |

